

令和 5 年 8 月 招 集

定 例 会 会 議 録

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

令和5年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
議長の報告	4
議事日程の決定	5
日程第1 議席の指定	5
日程第2 会期の決定	6
日程第3 会議録署名議員の指名	6
管理者あいさつ	6
日程第4 議案上程	7
日程第5 提案理由の説明	8
日程第6 議案審議	9
管理者あいさつ	16
閉会	16
署名議員	17

君津郡市広域市町村圏事務組合告示第6号

令和5年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の招集について
令和5年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月14日

君津郡市広域市町村圏事務組合管理者 渡辺 芳 邦

記

- 1 開催日時 令和5年8月7日（月） 午後4時
- 2 場 所 君津市久保2丁目13番1号
君津市役所9階議会全員協議会室

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	田中	幸子	君	2番	鶴岡	大治	君
3番	永原	利浩	君	4番	石井	宏子	君
5番	三浦	章	君	6番	保坂	好一	君
7番	小泉	義行	君	8番	石井	志郎	君
9番	山田	重雄	君	10番	粕谷	智浩	君
11番	榎本	雅司	君	12番	根本	駿輔	君

不応招議員（なし）

出席議員 12名

1番	田中幸子君	2番	鶴岡大治君
3番	永原利浩君	4番	石井宏子君
5番	三浦章君	6番	保坂好一君
7番	小泉義行君	8番	石井志郎君
9番	山田重雄君	10番	粕谷智浩君
11番	榎本雅司君	12番	根本駿輔君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管理者	渡辺芳邦君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	鴫田源一君	会計管理者	松井晋君
事務局長	石渡雅浩君	総務課長	大野正彦君
		会計課長	
企画財政課長	奈良和大和君	児童発達支援センター所長	藤寄勉君

職務のため出席した者の職氏名

書記長	鈴木伸房	書記室	武頭
書記	友野千明		

○議長(三浦章君) みなさんこんにちは。本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

ここで、新たな組合議会議員を紹介いたします。

本年、5月16日付けで木更津市議会議長となり、当組合の議員となりました、鶴岡大治君を紹介いたします。

鶴岡大治君、あいさつをお願いいたします。

○(鶴岡大治君) ただいま、ご紹介にあずかりました鶴岡大治でございます。

本組合はもとより、圏域発展のために全力を尽くしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(三浦章君) 同じく本年、5月16日付けで木更津市議会より当組合議員に選出されました、永原利浩君を紹介いたします。

永原利浩君、あいさつをお願いいたします。

○(永原利浩君) みなさんはじめまして。ただいま、ご紹介にあずかりました木更津の永原でございます。

皆様のご指導いただきながら精一杯がんばりたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長(三浦章君) 以上で紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後4時00分

○議長(三浦章君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

◎議長の報告

○議長(三浦章君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により議長の出席要求に対する出席者は、別紙、印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第292条の規定により準用する、同法第235条の2第3項の規定により出納検査の結果報告書の提出があり、お手元に配布してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、管理者より、令和5年7月14日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○議長(三浦章君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により、印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

(参 照)

議 事 日 程 令和5年8月7日 午後4時00分 開会

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議案上程

日程第5 提案理由の説明

日程第6 議案審議 (議案第8号ないし議案第12号)

◎日程第1 議席の指定

○議長(三浦章君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、鶴岡大治君を2番に、永原利浩君を3番に指定いたし

ます。

◎日程第2 会期の決定

○議長(三浦章君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(三浦章君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により2番鶴岡大治君、11番榎本雅司君を指名いたします。

◎管理者あいさつ

○議長(三浦章君) ここで管理者から、招集のあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和5年8月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提出いたします案件は、お手元の議案目録のとおり、5議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げますことといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(三浦章君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎日程第4 議案上程

○議長(三浦章君) 日程第4、議案上程を行います。

送付されました議案第8号ないし議案第12号を一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますので、ご了承願います。

(参 照)

君広総第236号

令和5年7月14日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 三 浦 章 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡 辺 芳 邦

令和5年8月組合議会定例会に係る議案の送付について

令和5年8月7日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

議案第8号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

議案第9号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

◎日程第5 提案理由の説明

○議長(三浦章君) 次に、日程第5、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたしました案件は、議案第8号から第12号までの5議案でございます。以下、その案件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてでございます。令和4年度の一般会計の決算につきまして、監査委員の意見を付して、議会の認定を受けようとするものでございます。

次に、議案第9号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ210万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,511万1千円にしようとするものでございます。

次に、議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

最後に、議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法第26条の6第1項から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに第11項において準用する同法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり認定、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく、お願いいたします。

◎日程第6 議案審議

○議長(三浦章君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第6議案審議を行います。初めに、議案第8号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第8号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。別冊の令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合決算書4ページ、5ページをご覧ください。

歳入から、ご説明いたします。表の1番下歳入合計欄、予算現額6億876万6千円に対しまして収入済額6億971万6千371円で、95万371円の増となっております。科目ごとに主なものをご説明いたします。はじめに1款分担金及び負担金につきましては、関係市負担金及び児童発達支援センターの児童福祉施設給付費負担金でございます。予算現額5億2千853万2千円に対しまして収入済額5億2千849万7千331円で、3万4千669円の減となっております。次に2款使用料及び手数料につきましては、予算現額1千853万7千円に対し収入済額2千31万2千357円で、177万5千357円の増となっております。差額が生じた主な理由といたしましては、主な収入である夜間急病診療所使用料につきまして受診者数の推移を勘案し、2月に減額補正を行ったものの、その後、受診者数が見込みを大きく上回ったことによるものでございます。次に3款県支出金につきましては、予算現額197万2千円に対し収入済額103万2千131円で、93万9千869円の減となっております。差額が生じた主な理由といたしましては、主な収入である地域外来・検査センター県委託金について、国・県や民間医療機関における検査体制の整備が進んだことに加えて、新型コロナウイルス感染症の沈静化に伴い、検査実施日数が見込みを大幅に下回ったことによるものでございます。次に4款繰越金につきましては、令和3年度の一般会計歳入歳出差引残額5千783万260円を受け入れたものでございます。次に5款諸収入につきましては、収入済額204万4千292円で、きみつ愛児園の職員等による給食費負担金が主なものとなっております。

続きまして、6ページ、7ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

表の1番下歳出合計欄、予算現額6億876万6千円に対しまして支出済額5億7千181万7千542円で、執行率は93.93パーセントとなっております。なお、表に記載はございませんが、再任用職員を含む一般職の職員、会計年度任用職員及び特別職の職員の人件費の合計は約2億6千339万円で、歳出に占める割合は46.06パーセントとなっております。科目ごとに主なものをご説明いたします。はじめに1款議会費につきましては、支出済額1千40万3千145円で一般職人件費が主なものでございます。次に2款総務費につきましては、支出済額1億1千168万7千122円で総務に係る一般管理費及び職員共同研修費が主なものでございます。次に3款民生費につきましては、支出済額2億1千535万6千136円で社会福祉法人の監査経費及び児童発達支援センターに係る経費でございます。次に4款衛生費につきましては、支出済額2億3千437万1千139円で内訳といたしましては、夜間急病診療所事業に係る経費約5千211万円、二次待機施設業務事業に係る経費1億7千964万円が主なものでございます。

表の下、枠外に記載しております歳入歳出差引残額は3千789万8千829円となり、全て令和5年度への繰越金となります。なお、歳出の詳細につきましては、12ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、35ページ以降に主要施策成果説明書を記載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりました。次に、令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算審査意見書が提出されておりますので、監査委員の報告を求めます。

鵜田監査委員。

○監査委員(鵜田源一君) ただいま認定に付されております、令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計の決算審査の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて審査に付されました、令和4年度一般会計の歳入歳出決算審査結果につきましては、お手元に配布いたしております、決算審査意見書のとおりでございます。

審査にあたりましては、財務に関する事務は関係法令に適合しているか、決算の計数は正確であるか、また、地方自治法第2条第14項及び同条第15項並びに地方財政法第4条の趣旨に基づいて、予算執行がなされているかなどを審査の主眼に置き、関係書

類の照合精査及び関係職員から詳細な説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、関係書類は各法令に準拠して作成されており、決算に関する計数は正確で、予算は適正かつ効率的に執行され、概ね所期の目的を達成しているものと認めた次第でございます。以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長(三浦章君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第8号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員。よって、議案第8号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第9号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。別冊の令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書(第1号)1ページをご覧ください。

管理者提案理由のとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を6億1千511万1千円にしようとするものでございます。6ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。4款、1項、1目、繰越金210万2千円の減額は、令和4年度決算の歳計剰余金が確定したことに伴い、令和5年度当初予算との差額について減額するものでございます。

続きまして7ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。各款に共通するものとして、一般職及び会計年度任用職員の人件費につきまして、人事異動

等により生じた当初予算との差額に対する補正を行っております。人件費全体では、2千274万5千円の減額となっております。人件費以外の項目につきましては、2款、1項、1目、一般管理費、説明欄3ネットワーク整備事業費22万円の増額は、パソコン機器の増設に伴う賃借料の増額でございます。次に8ページをご覧ください。3款、2項、2目、児童福祉施設費、説明欄2車両管理費52万5千円の増額は、きみつ愛児園の通園バス3台への園児置き去り防止装置の設置に係る備品購入費の増額でございます。なお、当該費用に係る国庫補助につきましては、既に所要額調査により要望しているところですが、現在のところ内示が出ておりませんので、内示がございましたら必要な手続きを進めるとともに、補助金に係る歳入予算につきましては2月補正で対応いたします。次に9ページをご覧ください。5款、1項、1目、予備費1千989万8千円の増額につきましては、歳入補正額から歳出補正額を差し引いた額について増額するものでございます。なお、10ページ以降に補正予算給与費明細書を記載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第9号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の高齢者

部分休業に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書 2 ページをご覧ください。

本条例は、地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づく職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするもので、定年前の一定年齢に達する職員について、加齢に伴う自身の体調不良や親の介護、また、地域活動への貢献などにより、勤務時間を減じつつ定年までの勤務を可能とするものとし、働き方改革に向けた勤務環境の整備・改善を図るものでございます。

条文の内容でございますが、第 1 条は、趣旨規定でございます。第 2 条は、取得時間及び取得年齢を定めており、55 歳に達した日以後、1 週間あたりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で 30 分単位で取得できる旨を規定しております。第 3 条は、休業取得中の給与を定めており、勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの給与額を減額して支給する旨を規定しております。第 4 条は、承認の取消し又は休業時間の短縮を、第 5 条は、休業時間の延長を、第 6 条は、規則に委任する旨をそれぞれ規定しております。なお、本条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行しようとするものでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第 10 号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第 11 号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の自己啓

発等休業に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書4ページをご覧ください。

本条例は、地方公務員法第26条の5の規定に基づく職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めようとするもので、複雑・高度化する行政課題に対応するとともに、組織の活性化と職員の公務感覚の一層の醸成を図るため、職員の自主的な幅広い能力開発や自発的な国際ボランティアへの参加を可能とするものでございます。

条文の内容でございますが、第1条は趣旨規定でございます。第2条は取得要件を定めており、在職期間が2年以上の職員で、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認することができる旨を規定しております。第3条は、休業期間を定めており大学等課程の履修の場合は2年以内、国際貢献活動の場合は3年以内と規定しております。第4条は、休業が認められる教育施設を規定しており、学校教育法に規定する大学や短期大学などが該当となります。第5条は、休業が認められる奉仕活動を規定しており、独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどが対象となります。第6条は、承認申請の方法を、第7条は、休業期間の延長を、第8条は、承認の取消事由をそれぞれ規定しております。6ページをご覧ください。第9条は、大学等課程の履修や国際貢献活動について、それらを取りやめた場合や支障が生じている場合などに任命権者への報告義務を課し、当該職員との十分な意思疎通を図る旨を規定しております。第10条は、職務復職後の号給調整について、第11条は、規則に委任する旨をそれぞれ規定しております。また、休業期間中につきましては、地方公務員法第26条の5第3項の規定により給与を支給いたしません。なお、本条例は、令和5年9月1日から施行しようとするものでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

石渡事務局長。

○事務局長(石渡雅浩君) 議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書8ページをご覧ください。

本条例は、地方公務員法第26条の6の規定に基づく職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めようとするもので、職員が外国での勤務等をするため、外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活をともにすることを可能とすることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進しようとするものでございます。

条文の内容でございますが、第1条は趣旨規定でございます。第2条は、取得要件を定めており、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮して承認することができる旨を規定しております。第3条は、休業期間を定めており3年以内としております。第4条は、休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由を定めており、外国での勤務、外国で行う事業の経営、外国の大学への修学を規定しております。第5条は、承認申請の方法を、第6条は、休業期間の延長を、第7条は、再度の延長ができる特別の事情を、第8条は、承認の取消事由をそれぞれ規定しております。第9条は、配偶者の死亡や配偶者が職員の配偶者でなくなった場合などに任命権者への届出義務を課しております。10ページをご覧ください。第10条は、休業を申請した職員の業務を処理するため、職員の任期付採用及び臨時的任用のいずれかを行うことができる旨を規定しております。第11条は、職務復職後の号給調整について、第12条は、規則に委任する旨をそれぞれ規定しております。また、休業期間中につきましては、地方公務員法第26条の6第11項の規定により準用する同法第26条の5第3項の規定により、給与を支給いたしません。なお、本条例は、令和5年9月1日から施行しようとするものでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の
制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者あいさつ

○議長(三浦章君) ここで閉会にあたりまして、管理者からあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは閉会に際しまして、ごあいさつを申し上げます。議員
の皆様には、慎重なるご審議を誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提
出いたしました全議案とも原案どおり議決いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、閉会
のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(三浦章君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎閉 会

○議長(三浦章君) これをもちまして、令和5年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議
会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後4時34分 閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 三 浦 章

署名議員 鶴 岡 大 治

署名議員 榎 本 雅 司